

平成二十一年一月九日受領
答弁第三七四号

内閣衆質一七〇第三七四号

平成二十一年一月九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出年金記録の訂正と支払い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出年金記録の訂正と支払い等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの件数については、現在調査中である。

二及び五について

社会保険庁においては、年金記録の訂正が必要である旨の回答（以下「要訂正回答」という。）の総件数については把握しているが、社会保険業務センター（以下「センター」という。）に送付されたものとは社会保険事務所に送付されたものとを区分して把握する仕組みとなっていないため、お尋ねの件数についてお答えすることは困難である。

三について

年金記録の調査・訂正については、被保険者からの要訂正回答に係るものについてはセンターにおいて行い、年金受給者からの要訂正回答に係るものについては各社会保険事務所において行うこととしており、年金受給者からの要訂正回答がセンターへ送付された場合には、センターにおいて、年金受給者からの回答であることや職歴等の必要事項が記入されていること等を確認した上で、当該回答者の住所地を管轄す

る社会保険事務所へ送付しているところである。

四について

お尋ねの仕分け作業については、民間業者に委託して行っているところであるが、これに従事する民間業者の人員は、平成二十年十二月末時点で約五百名である。

六について

御指摘の調査については、現在、社会保険事務局からの回答を集計中であり、現時点で、お尋ねの調査結果やその公表時期についてお答えすることは困難である。